

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	局長	皆さんおはようございます。 ただ今から、平成29年第8回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、進藤会長から御挨拶を申し上げます。
	会長	挨拶をする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は21名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
午前9時32分 開会	議長	現在出席委員21名であり定足数に達しておりますので、これより第8回総会を開会いたします。
議事録署名委員 の指名	議長	議事録署名委員に関山委員、小島委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見	議長	日程第1 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。
	事務局	譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、手狭になり、自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これから現地確認の報告を委員にお願いいたします。
	白石委員	申請番号1について報告します。 8月18日に現地を確認してまいりました。案内図の1ページを御覧ください。 申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は宅地として使用されており、今後も市街として発展していく可能性が高い地域です。周囲2km以内には保育所や小中学校、市役所や病院、総合運動公園等が存在しています。なお、転用理由については事務局の説明のとおりですので、省略します。申請地は現在農地として使用されており、違反等はありません。 以上から転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の慎重な審議をお願いします。
	議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
		〔異議なしという声あり〕
	議長	異議なしと認めます。よって議案第18号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第19号 農用地区域からの除外に係る	議長	日程第2 議案第19号 農用地区域からの除外に係る意見について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。
		〔農政課職員、入室〕
	議長	本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいただきます。
	農政課職員	今回、農用地区域からの除外につきまして、平成29年6月5日から6月16日までの2週間をもって受付しましたところ、5件の変更申請がございました。 本日は、この5件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。 皆様には、今回の除外案件を一覧にしてまとめました総括表と、各案件をまとめました資料を配布してございます。 説明では、インデックスのついた厚い資料を基に説明させていただきます。 なお、こちらの資料は、会議終了後、机の上に残していただきますようお願い申し上げます。 番号1の除外申請地は■■■です。面積は279㎡となります。 事業計画者は、現在市内に両親と同居しておりますが、独立をするため、両親の住む家から道路を挟んだ申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。独立する理由は結婚とのことです。 番号2の除外申請地は■■■の一部です。面積は500㎡となります。 事業計画者は、現在アパートに住んでおりますが、手狭で不便なため、母親の住んでいる家に近い申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。 番号3の除外申請地は■■■で、合計面積は1178㎡です。 事業計画者は、老人ホームの経営を行っており、職員、出入り業者、法人所有の車両などで現在の駐車場がほぼいっぱいとなっており、来客用駐車場が足りない状態であるため、申請地を売買により取得し、新たな駐車場を設置するために除外の申出があったものです。 番号4の除外申請地は■■■で、面積は366㎡です。 事業計画者は現在、借家に住んでおりますが、子供が生まれたことで手狭になったことから、実家に隣接する申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために除外の申し出があったものです。 番号5の除外申請地は■■■で、面積は85㎡です。事業計画者は製造業を営んでおり、従業員が増えたことにより駐車場に車が置ききれなくなっていることから申請地と申請地に隣接する山林を売買により取得し、一体利用の駐車場とするために除外の申出があったものです。
	議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	井上委員	番号5についてですが、山林と一体利用であり農地は85㎡となっていますが、利用する土地の大部分が山林ということでしょうか。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時47分 議事終了	農政課職員	御質問のとおり、山林の面積が2,037㎡であり、今回申請があった部分はそこへの入口となる計画になっています。
	井上委員	了解しました。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明どおりで、御異議ございませんか。
		〔異議等なしという声あり〕
	議長	異議なしと認めます。よって議案第19号については、原案のとおり決定します。
	議長	以上をもちまして、議案第18号から第19号に係る全ての議事を終了いたします。
	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
協議報告事項1 農地法第5条第1 項第6号の転用 届出に関する専 決処分	議長	協議報告事項1、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は3件でございます。総会資料の5ページを御覧願います。番号1から3につきましては、住宅敷のための転用です。
	議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	井上委員	いずれの案件も現況が農地以外のものになっていますが、これはどのような理由なのでしょう。
	事務局	番号3につきましては、仮換地となっている関係で登記の変更が行えないため、所有権の変更等が起こるたびに改めて届出を提出していただく必要があり、登記上は農地となっても現況が宅地となっております。 その他の土地については、登記上は農地であっても現況は宅地として利用されてしまっている土地になりますが、市街化区域であるため、届出の受理を行っているものとなります。
	井上委員	地目変更の時効取得のようなものがあるかは分かりませんが、地目がうやむやになってしまうのではないのでしょうか。
	事務局	市街化区域なら何をやってもいいということではありませんが、市街化区域は市街化を推進していく区域であり、また法律的にも許可ではなく届出になりますので、現況として宅地等で使用されてしまっている場合はすみやかに届出を行っていただくことになります。 また、届出を行う場合と行わない場合の大きな違いとして、届出を行わない限りは地目変更登記や所有権移転を行えないということがあります。 このため、そのような場合には必ず農業委員会へ届出が提出されることとなり、その土地の転用について農業委員会が把握できるようになっております。
	井上委員	届出が出ていないと所有権の移転等が行えないということですが、つまり、今回の案件は届出が提出されたということでしょうか。
	事務局	届出の受理については会長専決事項になっておりますので、届出があり受理書を交付したものについて協議報告事項として報告させていただいております。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	井上委員	分かりました。ありがとうございます。
	岩上委員	案内図として使用されている地図にすでに無くなった建物が載っていますが、使用する地図は最新の情報が載っているものに変更できないでしょうか。
	事務局	現在、案内図を作成するためにゼンリンの発行している地図を使用しておりますが、こちらの改訂が数年に1度となっていることや、改訂されたものについても直近で起きた変更については載っていないこと等から現状とは異なる地図となってしまう場合がございます。 申請地の近辺等、案件に大きく関わるものについては事務局で修正を行いたいと考えておりますが、案内図は申請地を把握するための参考として添付しているものですので、その他の建物等については御容赦いただければと思います。
	岩上委員	分かりました。ただ、できれば対応をお願いします。
協議報告事項2 その他について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項2 その他 に移ります。事務局から内容説明をいただきます。
	事務局	○農地等の利用の最適化の推進に関する指針について 基本的な考え方として、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。 このため、当市においても指針を作成する必要があります。 ・当市の現状と課題について説明。 ・その後、具体的な目標と推進方法、遊休農地の解消等について最終目標を0%とすること、担い手への農地利用集積等について具体的な推進方法を説明し、この指針を素案として推進委員の意見を聞くことを決定。
	事務局	○遊休農地等現地調査の提出について 未提出の方は後ほど事務局まで提出をお願いします。 本日、お持ちでない方は8月中には提出をお願いします。
	事務局	○農地利用最適化推進活性化研修会について 日時 8月30日(水) 午後1時30分～午後4時00分 場所 羽生市産業文化ホール 大ホール 推進委員のみの参加を予定。
	大山委員	○農業委員新任者研修会の報告について 日時 7月31日(月) 午後1時30分開演 場所 深谷市 深谷市民文化会館 出席者 新任の農業委員2名 研修内容 ・農業委員・推進委員の役割及び農業委員会活動に関する講演 ・農地利用適正化活動事業報告(寄居町・宮代町農業委員会) ・農地中間管理機構に関する情報提供(埼玉県農林公社)
	事務局	○農業委員等の公務災害補償制度について 公務中の怪我等において保険金の支払いを行う、農業委員を対象とした団体契約の保険。 補償期間は平成29年10月1日～平成30年9月30日。 保険料は、昨年度と同様、A型の1口1,000円。親和会からの支出となる予定。 農業委員及び推進委員へ異議について諮り、異議無しであったため、加入手続きについて実施することを決定。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	○農業委員会活動記録の提出について 提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
	事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて 8/27の週は鈴木委員のグループ、 9/3の週は井上委員のグループ、 9/10の週は進藤委員のグループ、 9/17の週は小野田委員のグループ、 9/24の週は関山委員のグループです。 これまではそれぞれの区域の担当者の方に総会後などにおきまして、日程調整をお願いしておりましたが、そのたびに話し合っただけで決定するよりも、基準となる日時を決めたほうが調整も行いやすいと意見があったため、会長と事務局で協議した結果、基本的に毎週火曜日の午後2時に事務局に集合し、パトロールを行うとさせていただきます。 なお、これはあくまでも基準ですので、担当間の調整等でパトロールの日時を変更していただいても問題ありません。
	井上委員	午後2時というのはどのように決まったのでしょうか。 例えば、朝一で始めれば午後から予定を入れられると思うのですが。
	事務局	会長との協議の中で、仕事が始まる前の朝早い時間や逆に全ての用事が終わった夕方等の時間等色々な意見が出たのですが、農家の方の多くが午前中早くから農作業を行い、昼に食事を行ったあと、休憩等を挟んで最も暑い時間を避けてから農作業を再開するという生活をしていることを考え、午後2時くらいが良いのではないかとということになりました。 午後2時からパトロールを1時間程度行っただとすると、午後3時からはまだ農作業ができるからです。
	井上委員	了解しました。
	荒井委員	予定表のいくつかの欄において、農業委員の欄が空白になっているところがありますが、これは正しいのでしょうか。
	事務局	その日については、推進委員の皆様で回っていただく日となっていますので、農業委員の欄は空白となっております。
	荒井委員	了解しました。
	事務局	○来月総会 9月25日(月)午前9時 議事録署名委員の関山委員、小島委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
	事務局	○配布資料確認 ・白岡市農業委員会委員及び推進委員名簿 前期の名簿作成時に参考として付けた新前元の別という項目が残ってしまっているので削除。 個人情報が含まれるので、部外秘の資料となる。 推進委員名簿には各地区及び全体のリーダーについても記載したので確認をお願いします。 ・他審議会への農業委員等選出 臨時総会にて決定した案に追加して、耕作放棄地対策協議会委員に推進委員の各地区リーダー3名を選出。 ・白岡市農業委員会委員・推進委員緊急連絡網 緊急時には表にしたがって連絡をお願いします。 ・推進委員担当地区割り表 吉田推進委員の主担当地区(副)を、番号1, 2の地区へ修正。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	・農地改良パトロール担当表 ・白岡市農業委員会親和会規約 ・農業委員会身分証票 各自にて内容を確認をお願いします。
	議長	説明が終了いたしました。これより御意見・御質疑等伺います。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	岩上委員	農地パトロールの日時について、推進委員及び総会を欠席されている方への連絡を事務局にお願いしたい。
	事務局	欠席されている方については、事前に資料をお渡しし各種説明も実施済みとなっています。また、推進委員の皆様については、現在、別室にて説明を行っております。 また、パトロールの担当者間での日時等の調整については、その日の担当となった農業委員の方にお問い合わせいただいておりますが、よろしいでしょうか。
	井上委員	その日の担当者全員に農業委員が1人で連絡するのは作業量も多く大変なため、事務局にお願いできないでしょうか。
	事務局	分かりました。もしも日時の変更等を希望する場合には、連絡や調整依頼の都合もありますので、パトロール予定日の一週間前までに御連絡をお願いいたします。
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
午前10時36分 総会終了	議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。